

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文化芸術振興課
内線番号	4219

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立文化芸術会館における使用時間の延長承認
②	法令名	京都府立文化芸術会館条例施行規則
③	法令番号	昭和44年規則第41号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	指定管理者
⑥	法令の定め	(使用時間の延長) 第3条 条例第4条第1項の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により使用の承認に係る時間を超えて施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
⑦	審査基準	京都府立文化芸術会館使用承認事務処理要領
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	-
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 1日
	経由機関	-
	協議機関	-
	当該処分機関	1日
⑫	問合せ	文化スポーツ部文化芸術振興課(075-414-4219)
⑬	備考	